

博 士 学 位 論 文 要 旨

中国人日本語学習者の「V テモイイカ」文の研究

城西国際大学大学院人文科学研究科
比較文化専攻

李 莹

本研究は、先行研究のレビューから出発したものではなく、学習者産出の「V テモイイカ」文¹が引き起こすコミュニケーション上の問題を目の当たりにした時の日本語教員としての疑問から出発した研究である。

最初の問題意識は、学習者が依頼したいのに、日本語母語話者には許可求めとして理解されかねないという明らかなコミュニケーションの座礁を引き起こす学習者の「V テモイイカ」文の誤用をどのように訂正し、正用に導くかということであった。

しかし、正用に導くためには、学習者による「V テモイイカ」文の理解がどのようなものか、学習者が「V テモイイカ」文についてどのような知識を構築しているかの解明が重要な前提である。学習者の理解と知識を踏まえないでなされる説明は学習者の納得が得られず、正用に導くのは難しいと考える。したがって、本研究の目的を、中国人日本語学習者が「V テモイイカ」文について構築している知識と理解の全体像を解明することとした。

そこで、中国人日本語学習者が「V テモイイカ」文について構築している知識と理解に焦点化した先行研究を検索したところ、日本語母語話者を対象とした日本語学研究、表現研究、発話行為論という三つの面における研究があった。

日本語母語話者を対象として、奥田(1988)と高梨(2010)が「V テモイイカ」文の意味機能の点から、蒲谷(1998a)が表現意図の点から、砂川(2006)と熊井(2012)が発話行為の適切性の点から、「V テモイイカ」文について研究がなされている。つまり、「V テモイイカ」文の形式、表現意図から使用する際の適切性へと研究観点が拡張し、日本語母語話者が「V テモイイカ」文について有している理解と知識は十分に把握できていると考えられる。

それに対して、日本語学習者を対象とする「V テモイイカ」文の研究は少ない。竹下・山本(1987)、張(2007)、林(2011)の3本に限られ、研究観点も、どのような場合に「V テモイイカ」文に誤用が生じるかに限定されている。つまり、学習者の誤用の原因を語用論の観点から探ることに焦点が当てられ、語用論上の転移という切り口に限定されている。

一方、日本語教育の領域においては、「V テモイイカ」文の指導上の示唆を得ることを目指した研究は多い。川口(1998)は広く普及している教科書や教材の分析から「V テモイイカ」を目標文型として指導する際の文脈化について具体的な提案をしている。遠藤(2006, 2008, 2015)では、「V テモイイカ」は多様な表現意図を持つ文型であるにも関わらず、中上級になっても、初級段階で導入される表現意図でしか使えないと言う「硬直化」現象が起きているとされている。

以上の先行研究から、中国人日本語学習者が「V テモイイカ」文について構築している知識の全体像を解明するためには、日本語母語話者を対象とする研究と同じように、形式、表現意図、語用論といった複数の観点から検討する必要があると考える。

以上、概観した先行研究の知見を踏まえて、本研究の研究課題を3つ設定した。具体的には、「V テモイイカ」文の形式、表現意図、ストラテジーの点からアプローチすることである。

研究課題 1: 学習者が「V テモイイカ」文について構築している知識は形式上どのようなものか、横断的、縦断的に探る。

研究課題 2: 学習者が「V テモイイカ」文について構築している知識は表現意図上どのようなものか、横断的、縦断的に探る。特に、蒲谷の「丁寧さの原理」及び遠藤の「初級文型の硬直化」を切り口に検討する。

研究課題 3: 学習者が「V テモイイカ」文について構築しているストラテジー上の知識はどのようなものか、横断的、縦断的に探る。特に、語用論上の転移が認められるかを切り口に検討する。

上の三つの研究課題に答えるために、本研究は「V テモイイカ」文を収集して、量的分析を行うことにした。「V テモイイカ」文の調査法として、言語産出テストの一つである談話完成法(discourse completion test: DCT)を用いることにした。DCT は実施が容易かつ効率的に大量のデータを短期間で収集できることから量的研究には適切である。しかし、実際の言語行動が反映されるものとは言えず、現実の使用実態が分からないところが短所である。一方、DCT は（語用論的）理解や知識を測る手段としては妥当だとされている（小早川 2006）。本研究は、学習者の使用実態ではなく、学習者が構築している知識の解明を目的とすることから、DCT は適切な調査法であると考えた。調査場面は「V テモイイカ」文の産出が想定される「依頼」、「宣言」、「許可求め」、「申し出」、「誘い」の「親上」、「親同」の場面、「指示」の「疎下」、「親下」の場面を設定し、中国のある大学で主専攻として日本語を学ぶ学習者を対象に調査を行った。なお、学習者の語用論的知識を探る際に母語話者との対照ができるように、日本語母語話者に対しても同様の調査を行った。

本研究は、三つの研究課題に対応する三つの研究からなっている。

研究課題 I を検討した【研究 I】では、学習者が産出したすべての「V テモイイカ」文を、正用・誤用を問わず、分析対象とした。具体的には、「依頼」、「指示」、「誘い」、「宣言」、「許可求め」、「申し出」の意図で産出された「V テモイイカ」文を、V の行為者が聞き手の場面と話し手の場面の二つに分けて、それぞれの場面において、高梨(2010)の「行為者話し手要件」という意味機能に関する規定を指標として正用文と誤用文に分け、その正用と誤用を対照しながら、横断的・縦断的に、学習者が構築していると考えられる「V テモイイカ」文の形式上の知識の特徴を探った。

横断的分析の結果、以下のことが分かった。高梨(2010)の「行為者話し手要件」を満たすことが「V テモイイカ」文が正用文になるためには必要だと言う知識を構築している学習者と構築していない学習者に分かれることが分かった。

「行為者話し手要件」を満たすために、①「テモラウ」を V テモイイカの V に後接すること、②V の行為者が話し手となる素性をもつ動詞を使うこと、③聞き手の存在が明らかになる文脈を作ることによって V の行為者を話し手にすること、の三つの方法をとっていること（＝形式上の正用）が分かった。

他方、「行為者話し手要件」が満たされない場合（＝形式上の誤用）として、①V テモイイカの V の行為者が聞き手の場合に、V をそのまま「テモイイカ」に接続する「*V テモ

イカ」、②<話し手=恩恵の受け手>を強調するために、Vに「テクレル」を後接する「*V テクレテモイイカ」の二つがあることが分かった。

横断的分析の結果分かった「V テモイイカ」文について構築している形式上の知識を縦断的に分析したところ、各学習レベルにおいて学習者が構築している知識はN3、N2、N1という学習レベルに応じて変化していることがわかった。

正用の「V テモイイカ」文の3つの方法は、①の「テモラウ」をV テモイイカのVに後接することはN2レベルになって産出されるようになり、学習レベルの向上につれて増えていく傾向が見られた。②のVの行為者が話し手となる素性をもつ動詞を使うことは学習レベルとの対応関係が見られなかった。③の聞き手の存在が明らかになる文脈を作ることでVの行為者を話し手にすることは、高い学習レベル(N2とN1)において相対的に多く産出されていることがわかった。結論として、「V テモイイカ」文の成立には「行為者話し手要件」を満たすことが必要だとする知識は、学習レベルが上がるに伴い構築されていくことが分かった。

誤用の「V テモイイカ」文の2つの方法では、①のV テモイイカのVの行為者が聞き手の場合に、Vをそのまま「V テモイイカ」に接続する「*V テモイイカ」は産出率が高いが、学習レベルの向上につれて低くなっている。これは「行為者話し手要件」の知識が構築されてきた結果だと考えられる。②のVに「テクレル」を後接する「*V テクレテモイイカ」は産出率が低いが、学習レベルの向上に伴い逆に増加していくことが分かった。これは、「クレル」によって恩恵を受けることを表明するという知識、言い換えれば、<話し手=恩恵の受け手>を強調する意識が学習レベルの向上に伴い、強くなったためだと考えられる。

研究課題Ⅱを検討した【研究Ⅱ】では、学習者産出のすべての「V テモイイカ」文を対象として、蒲谷(1998a)の「行動」、「決定権」、「利益・恩恵」という三要素の関係による構造分析という分析方法を援用して、学習者産出の「V テモイイカ」文の表現意図を析出した。また、蒲谷によって「V テモイイカ」文が最も丁寧な構造を持つ表現形式であるとされていることを踏まえ、本研究が対象とする学習者において「V テモイイカ」文が丁寧な構造を持つ表現形式として捉えているかどうかを探った。そのため、丁寧さが必要とされる各場面において、学習者が産出した「V テモイイカ」文と、当該意図を表す典型的な表現とを、産出率の点から比較した。

横断的分析の結果、次の2点がわかった。

- ①、 学習者は「V テモイイカ」文について「許可求め」だけではなく、「依頼」、「指示」、「宣言」といった表現意図を表すことができると捉えている。しかし、当該意図を表す他の典型的な表現と比べると産出数は圧倒的に少なかった。したがって、「V テモイイカ」文は様々な表現意図を表すことができるという知識はあるが、「依頼」、「指示」、「宣言」、「許可求め」意図を表明するための典型的な表現としては捉えていないことが推察された。
- ②、 丁寧さと「V テモイイカ」文の関係については、「指示」と「宣言」の表現意図において対応関係が確認された。この二つの表現意図は、構造上「決定権」が「自

分」にある点が共通している。「決定権」が「自分」にあることが丁寧だという蒲谷の主張からすると、「指示」と「宣言」は人間関係を危うくする危険性を持つ意図となる。そこで、「決定権」が「相手」にあることを構造的に示すことのできる「V テモイイカ」文を使うことで丁寧さが担保されると考えられる。したがって、蒲谷(1998a)の「決定権」が「自分」にあることが丁寧だという「丁寧さの原理」が検証された。

縦断的分析の結果、次の3点がわかった。

- ①、日本語教室で、初級段階で導入されている「許可求め」の表現意図を持つ「V テモイイカ」文は学習初期の段階(N3 レベル)に産出が多かったが、中上級になると、学習者産出の「V テモイイカ」文の表現意図は「依頼」、「指示」に拡張している。
- ②、「宣言」の表現意図の産出はどの学習レベルでも多かった。「依頼」と「指示」を含め「宣言」と共に、教室内では導入されていないので、教室外のインプットに影響されている可能性が高いと考えられる。
- ③、丁寧さに関わる知識の構築は、「指示」の意図が N2 レベルから、「宣言」の意図が N3 レベルから始まっている。したがって、中上級になっても「許可求め」に「硬直化」しているという先行知見(遠藤 2008)は支持されなかった。

研究課題Ⅲを検討した【研究Ⅲ】では、学習者の産出が多い「依頼」、「指示」、「宣言」、「許可求め」の4つの表現意図を持つ「V テモイイカ」文を対象にして、意味公式を抽出し、その産出率と連鎖から、学習者が「V テモイイカ」文によって4つの意図を達成する際のストラテジー上の知識をポライトネス理論(B&L)の枠組みを援用して、横断的及び縦断的な分析を行った。

横断的分析の結果、次の3点がわかった。

- ①、発話の開始において聞き手の注目を喚起する方法として、PPS の {注目要求-1} が多用された。これは、学習者の母語の PPS を好むという語用論的知識からの転移だと考えられる。
- ②、【{注目要求-1} ⇨ {詫びる}】という PPS が先行する連鎖のパターンが多用された。これは学習者の独自のものだと考えられる。
- ③、「行動の決定権が自分にある」行為である「指示」と「宣言」において、{理由・状況} が PPS として多用された。

以上の横断的分析からわかるように、学習者が多用した発話の開始における {注目要求-1}、【{注目要求-1} ⇨ {詫びる}】という連鎖のパターン、「指示」と「宣言」における {理由・状況} について、各学習レベルにおけるそれぞれの産出率を見たところ、三つともに学習レベルとの関連性が見られず、「V テモイイカ」文について学習者が構築しているストラテジー上の知識は日本語力の向上から影響されないことがわかった。

最後に、以上の三つの研究で得られた結果について、母語知識の影響と学習者が受けている教授法の影響の2点から考察を行った。

学習者の形式上の誤用は、「V テモイイカ」文を母語の“可以”として理解すること

によると言える。つまり、母語の“可以”の主語には人称制限がない。この母語の既存知識を活用して日本語のVテモイイカの行為者の範囲を同じように処理していると考えられる。また、ストラテジー上の知識は、中国人に特徴的とされるPPSとしての注目要求（呼称など）を好む傾向があるとされているが、このストラテジー上の知識を持ちこんだ結果だと考えられる。

学習者が受けている教授法との関連から以下のような考察を行った。この学習者たちが受けた教授法①“可以”＝「Vテモイイカ」とすること、②「Vテモイイカ」の作り方、③単文作りと翻訳に偏った授業の結果、“可以”＝「Vテモイイカ」の違いを考える場が学習者に提供されていないこと。だから、初期段階で誤用が多く、中上級になるにつれて二つの違いが明確になっていき誤用が減少しているのではないか。

ストラテジーについては、そもそも丁寧さについて文化的違いがあることが明示されていないこと、あるいは、違いを検討する機会がなく、会話例として出されるだけになっている。

本研究は、中国のある大学で学ぶ日本語専攻の学習者を対象としたものであり、学習環境はコントロールされていると考えられる。したがって、本研究で得られた知見は仮説として捉えることができ、中国の他の日本語教育機関、特に違う教授法が採用されている学習者を対象とした研究による検証が必要である。また、本研究は、教育現場で発見された問題から出発した。特に研究Ⅰで分かった「行為者話し手要件」を教室で明示的に取り上げることで学習者の誤用が減らせるか、その検証も今後の課題である。本研究は、教育実践家による研究、教育実践家のための研究としての意義があると考えられる。

¹ 「Vテモイイカ」としているのは、形容詞と名詞が先行する「テモイイカ」文と区別するためである。本研究は動詞が先行するV「テモイイカ」文を考察の対象とする。「Vテモイイカ」文は、質問文の「Vテモイイカ」、「Vテモラッテモイイカ」、「Vサセテモラッテモイイカ」という形式を有する文のすべてを指す。